

和牛遺伝資源の流通管理に関する主な論点

事 項	主な論点
1 精液・受精卵の流通管理の徹底について (1) 既存制度の周知徹底	○ <u>まずは精液や受精卵の適正な流通管理について、現在国が定めている現行の流通管理のルールを徹底させることが重要。</u> ○ <u>精液の流通については基本的に家畜人工授精所を介すべきものであり、この点は特に徹底すべき。</u> ○ <u>精液等は誰でも利用するものではないので、関係者以外に販売することを規制すべき。</u>
(2) 流通管理に関する帳簿の記録・保管等	○ <u>中間販売者等が所有する精液など、(生産と利用の段階以外の) 中間段階の管理の在り方について検討する必要。</u> ○ <u>精液の取扱いについては可能なかぎり流通管理を高めていく必要。</u> ○ <u>農家段階における精液の管理体制についても、作業効率が低下しない程度に、厳密な管理を求めるべき</u> ○ <u>今般の事案で流出元を捜査当局が特定できたのは、販売管理が機能していたことの証左であり、譲渡記録の保管は対策として有効。</u>
(3) 精液・受精卵の生産・流通・利用状況の把握	○ <u>宮崎県では、一元化された精液の流通管理システムを利用しており、確実な精液の利用報告が担保されているが、民間所有の種雄牛の精液や受精卵については把握できない。</u> ○ <u>鹿児島県では、県有牛・民有牛ともに精液の保有・利用状況等を家畜保健衛生所がチェックするため把握できるが、県外向けは、把握していない。</u>

事 項	主な論点
(4) ストロー等へのバーコード表示 (5) 地域による管理体制の構築 (6) 規制強化に対する配慮	○ 再発防止に向け、家畜改良増殖法の周知徹底、国や県による立入検査、販売記録の保存を徹底させることでトレーサビリティが可能となるのではないか。 ○ 過去に精液等のバーコードでの管理を試みたが、情報量が少ないことに加え、<u>流通の中間地点で - 196℃で保管する精液等を確認し流通過程にあるストローの本数等を確認することは困難。</u> ○ <u>バーコード（管理）は、精液等の形態が非常に小さく、液体窒素のタンクの中にあるということを考えれば、困難。</u> ○ 兵庫県や宮崎県はクローズな仕組みとなっているから管理ができています。<u>管理をしっかりと行っている地域の手本となる部分を取り入れながら、体制を築いていくべき。</u> ○ 証明書の記載やストローの添付等、既に家畜人工授精師への義務が多いというが実態であり、<u>今後さらに負担をかけるような制度になった場合は、本来業務に影響を与えかねないという意見もある。</u>

